

議案第24号

鹿屋市輝北地区公民館条例の制定について

鹿屋市輝北地区公民館条例を次のように制定する。

令和5年2月22日提出

鹿屋市長 中西 茂

鹿屋市輝北地区公民館条例

(設置)

第1条 市民の教養の向上及び健康の増進を図り、社会福祉の増進に寄与するため、鹿屋市輝北地区公民館（以下「地区公民館」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 地区公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
鹿屋市百引地区公民館	鹿屋市輝北町上百引3406番地5
鹿屋市市成地区公民館	鹿屋市輝北町市成1120番地1
鹿屋市高尾地区公民館	鹿屋市輝北町市成4099番地3
鹿屋市平南地区公民館	鹿屋市輝北町下百引147番地1

(指定管理者による管理)

第3条 地区公民館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(指定管理者の指定の申請)

第4条 前条の規定による指定を受けようとする者は、規則で定める申請書に事業計画書その他市長が必要と認める書類を添えて申請しなければならない。

(指定管理者の指定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、次の各号のいずれにも該

当する者のうちから、地区公民館の管理を行わせることが最も適した者を選定し、議会の議決を経て指定管理者として指定するものとする。

- (1) 市民の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 地区公民館の効用を最大限に発揮するとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 地区公民館の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有している、又は確保できる見込みがあるものであること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、地区公民館の設置目的を達成するために十分な能力を有しているものであること。

(指定管理者が行う業務)

第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 地区公民館の施設（これに附属する設備及び器具を含む。以下「施設」という。）の使用の許可等に関する業務
- (2) 施設の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(使用時間等)

第7条 地区公民館の使用時間は、午前8時30分から午後10時までとする。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、使用時間を変更し、又は臨時に休館日を設定することができる。

(使用の許可)

第8条 施設を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた者（以下「使用者」という。）が当該許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 市長は、地区公民館の管理上必要があると認めるときは、前項の許可（以下「使用許可」という。）に条件を付することができる。

(使用の不許可)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設の使用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設を損傷するおそれがあると認めるとき。
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になる

と認められるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、地区公民館の管理上支障があると認めるとき。

(使用許可の取消し等)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可の条件を変更し、又は使用許可を取り消し、若しくは使用の中止を命ずることができる。

(1) 使用者が使用許可の事項又は条件に違反したとき。

(2) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則若しくは市長が指示した事項に違反したとき。

(3) 使用者が偽りその他不正な手段により使用許可を受けたとき。

(4) 市又は市の機関において特に必要が生じたとき。

2 前項の規定により使用者に損害が生じても、市は、その賠償の責めを負わないものとする。

(使用権の譲渡等の禁止)

第11条 使用者は、使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸することができない。

(使用料)

第12条 使用者は、別表に定める使用料を納めなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者に管理を行わせる場合においては、別表に定める額の範囲内で当該指定管理者が市長の承認を得て料金を定めるものとし、使用者は、当該料金（以下「利用料金」という。）を納めなければならない。

3 利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。

4 使用料は、使用許可と同時に納入しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

5 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 災害その他使用者の責めに帰することができない理由により使用不能となったとき。

(2) 管理上又は公益上の必要により使用許可を取り消したとき。

(3) 使用者が使用開始前に使用許可の取消しを申し出て、市長が相当の理由があると認めたとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が特別の理由があると認めたとき。

(使用料の減免)

第13条 市長は、特別の理由があると認めるときは、前条第1項に規定する使用料を減額し、又は免除することができる。

(原状回復義務)

第14条 使用者は、その使用を終了したとき、又は第10条の規定により使用許可を取り消されたとき、若しくは使用中の中止を命ぜられたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(秘密保持義務)

第15条 指定管理者又は地区公民館の業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、個人情報適切に保護されるよう配慮するとともに、地区公民館の管理に関し、知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

(損害賠償)

第16条 施設を損傷し、又は滅失した者は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

(指定管理者に関する読替え)

第17条 地区公民館の管理を指定管理者に行わせる場合における第7条第2項、第8条、第9条、第10条第1項、第12条第4項及び第5項並びに第13条の規定の適用については、第7条第2項中「市長は、必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て」と、第8条、第9条、第10条第1項並びに第12条第4項、第5項第3号及び第4号並びに第13条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第12条第4項及び第5項中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第13条中「前条第1項に規定する使用料」とあるのは「前条第2項に規定する利用料金」とする。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 鹿屋市校区公民館条例（平成18年鹿屋市条例第201号）は、廃止する。

3 この条例の施行の際、前項の規定による廃止前の鹿屋市校区公民館条例第5条の規定により使用の許可を受けている者は、この条例による許可を受けたものとみなす。

別表（第12条関係）

1 地区公民館使用料

使用時間 区分	午前8時30分から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後10時まで
大会議室	570円	570円	1,150円
高齢者・婦人研修室	230円	230円	340円
青少年研修室	230円	230円	340円
調理実習室	230円	230円	340円
図書室・小会議室	230円	230円	340円

備考1 入場料、受講料その他これらに類する金銭を徴収して利用する場合の使用料は、上表に掲げる使用料に50パーセントを乗じて得た額を加算した額とする。

2 商業宣伝その他営利を目的として使用する場合の使用料は、上表に掲げる使用料に100パーセントを乗じて得た額を加算した額とする。

2 屋外照明施設使用料

区分	1時間以内	1時間を超える場合の加算額
鹿屋市平南地区公民館広場照明施設	670円	30分ごとに330円

（提案理由）

市民の教養の向上及び健康の増進を図り、社会福祉の増進に寄与するため、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、鹿屋市輝北地区公民館の設置及び管理に関し必要な事項を定めたいので、本案を提出するものである。